

◆一時保育実施保育施設一覧【瀬谷区内】①◆

平成29年4月現在

保育所名		所在地	電話番号	受入年齢	受入時間 (平日)	土曜日の受入	利用料(一日) ※別途昼食・おやつ代等が必要です
市立 保育園	瀬谷第二保育園	瀬谷3-18-2	302-8122	1歳3か月～就学前	8:30-16:30	なし	2,400円(3歳未満) 1,300円(3歳以上)
	中屋敷保育園	中屋敷2-29-2	301-5808				
私立 保育園	鳩の森 愛の詩 瀬谷保育園	二ツ橋町83-3	363-8006	1歳3か月～就学前	7:30-18:30	なし	2,400円(3歳未満) 1,300円(3歳以上)
	瀬谷中央保育園	橋戸1-35-28	304-3661	0歳3か月～就学前	8:30-16:30	なし	
	瀬谷愛児園	相沢7-23-1	302-8998	生後57日～就学前	8:30-16:30	8:30-12:30	
	第二瀬谷愛児園	中央1-6 第5白鳳ビル2階	304-0753	生後57日～2歳未満			
	ほうゆう保育園	阿久和東3-45-2	367-3563	生後57日～就学前	7:30-18:30	なし	
	GENKIDS瀬谷保育園	中央1-4 スマイルストリート瀬谷3階	306-0581	生後57日～就学前	7:30-18:30	なし	
	シャローム 三育保育園	二ツ橋町469	390-3193	0歳6か月～就学前	8:30-17:30	なし	
	阿久和保育園	阿久和西2-28-13	362-6005	1歳3か月～就学前	8:30-16:30	なし	
	ゆたか保育園	瀬谷1-1-3	300-1800	0歳3か月～就学前			
	キッズパオ三ツ境 あおぞら園	二ツ橋町309-1 eモール1階	442-7048	0歳6か月～就学前	7:30-18:30	7:30-18:30	
ティンクル瀬谷保育園	瀬谷4-25-2	459-5403	1歳6か月～就学前	8:00-16:30	なし		
こども 園	あづまの幼稚園	東野台38	301-6744	1歳～3歳未満	7:30-18:30	なし	2,400円(3歳未満) 1,300円(3歳以上)
	原幼稚園	阿久和西3-38-18	360-1050	1歳～3歳未満	8:30-16:30		



★認可保育所一時保育実施施設一覧(PDF)は、こども青少年局のホームページに全市版が掲載されています。

ヨコハマはぴねすぽっと

検索



◆一時保育実施保育施設一覧【瀬谷区内】②◆

※横浜保育室の利用は横浜・川崎市民のみ

平成29年4月現在

保育所名	所在地	電話番号	受入年齢	受入時間 (平日)	土曜日の受入	利用料(一日) ※別途昼食・おやつ代等が必要です	
小規模 保育事業	ていんくていんく@ねすと	瀬谷3-9-20	744-7723	1歳～3歳未満	7:30-19:00	なし	300円/1時間
	はぐ@ねすと	三ツ境5-14-303	363-2589	1歳～3歳未満			
	ネストぽぽ	瀬谷3-10-5	302-8002	0歳(月齢要相談) ～3歳未満	7:30-18:30	7:30-15:30	
	ネストうーたん	瀬谷3-9-20	744-8800	生後57日～就学前	7:30-18:30	7:30-18:30	
横浜 保育室	ネスト瀬谷	瀬谷4-5-32	303-0234	生後57日～就学前	7:30-18:30	7:30-15:30	400円/1時間
	保育室「ネスト」	三ツ境5-5	363-7896	生後57日～就学前			
	ちびっこハウス	三ツ境24-8	777-1618	0歳児～就学前	9:00-17:00	なし	500円/1時間

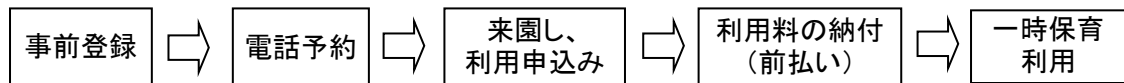
◆一時保育の利用について◆

<問合せ先> 瀬谷区こども家庭支援課 TEL 367-5782

種類	対象児童・内容	利用限度
非定型的保育	保護者等の就労、職業訓練や就学等により、家庭での保育が断続的に困難となる児童をお預かりします。	週3日または月120時間以内
緊急保育	保護者等の疾病、入院、冠婚葬祭など、やむを得ない理由により、緊急一時的に保育が必要となる児童をお預かりします。	1回に連続して14日以内
リフレッシュ保育	育児に伴う保護者の身体的、心理的負担を解消するため、一時的に児童をお預かりします。	1回の申し込みにつき1日以内

市立保育園の一時保育の申込み、受付(事前登録制)

受付時間:(月～金)午前9時～午後4時(緊急利用のみ前日及び当日受付可)



ご利用の申し込みや空き状況の確認、受入時間・利用料の詳細は保育園に直接お尋ねください。受入人数には限りがあります。予約変更の場合などは事前にご連絡ください。

♪保護者負担について♪

保護者の方には、利用日ごとに各保育所が定める利用料(日額)をご負担いただきます。各保育所にご確認いただき、児童をお預けになるときに保育所にお支払いください。

※市民税非課税世帯や生活保護世帯には減免があります。(横浜保育室は減免はありません。)

♪利用申請について♪

一時保育実施保育所へ、直接お申し込みください。

保護者と保育所との契約になります。利用申込書のほか、必要に応じて他の書類等を提出いただく場合があります。なお、利用人数によっては利用を制限させていただくことがあります。